

# 「アーバンスポーツ出張体験会実施業務委託」仕様書

## 1 適用範囲

本仕様書は、千葉県（以下、「県」という。）が発注する「アーバンスポーツ出張体験会実施業務委託」（以下、「業務」という。）の主要事項を示すものである。この仕様書は業務の大要を示すものであるから、これに定めのない事項であっても県が必要と認め、指示する事項については、受託者はこれを行わなければならない。

## 2 業務委託名

アーバンスポーツ出張体験会実施業務委託

## 3 事業目的・概要

スポーツの選択肢を増やし、それぞれのライフステージに応じて日常的にスポーツに親しむ機会を創出するため、市町村等が主催する祭りやイベントのほか、学校及び大学等のサークル等、アーバンスポーツに興味・関心のある団体に対し、アーバンスポーツの競技団体やプロアスリート、プロチーム等を派遣し、競技の魅力やマナー、安全な楽しみ方を学ぶ出張体験会を実施する。

この取組を通じて、体験した競技を継続的に楽しむことにつなげ、子ども世代から若者世代まで、身近な地域でアーバンスポーツに親しむ環境を構築することにより、アーバンスポーツの普及促進を図る。

※アーバンスポーツ：広い競技場などを必要とせず、都市の中でできる、音楽やファッションの要素も加わったスポーツのこと。

## 4 委託期間

契約締結日から令和9年3月24日（水）まで

## 5 委託業務の内容

- 出張体験会を計10回実施すること。1回の出張体験会において2競技まで実施することを可とし、その場合は2回分の出張体験会を実施したものとみなす。なお、下記（1）ウにおいて3競技以上実施する場合は、県と協議すること。
- 初心者でも楽しく体験できるとともに、アーバンスポーツに対する興味・関心を高め、体験後の競技継続につながるプログラムとすること。

### （1）派遣先団体等

派遣先団体等は、以下のいずれかに該当する団体とする。

- ア 県内の学校（小学校、中学校、高等学校等）
- イ 大学等に設置されているスポーツ関連のサークル等
- ウ 県内市町村が主催又は共催する祭り等並びに民間団体等が主催するスポーツ関連イベント等

## (2) 実施競技

- ・ スケートボード、BMX、スポーツクライミング、ブレイキン、3 x 3の5競技を基本とする。ただし、派遣先団体等の会場条件、安全面等を踏まえ、県と協議の上、実施する競技を選定するものとする。

## (3) 競技団体等

- ・ 県内競技の振興のため、可能な限り、県内の競技団体や、千葉県ゆかりのプロアスリート、プロチームに依頼すること。
- ・ 各回で派遣する競技団体等の人数は、競技団体等と調整の上、体験会の安全かつ円滑な実施に十分な人数とすること。

## (4) 実施内容

- ・ 出張体験会の実施に当たっては、派遣先団体等の年齢層や経験の有無、活動状況等に配慮し、競技団体等と調整の上、次に掲げる内容を基本として実施すること。

### ア 競技の概要及び魅力の紹介

アーバンスポーツの成り立ちや特徴、競技の見どころ、楽しさについて、映像や実演等を交えながら分かりやすく説明すること。

### イ ルール及びマナーの説明

初心者にも理解しやすい形で、基本的な競技ルールのほか、公共空間や地域で競技を行う際のマナーや留意点について説明すること。

### ウ 競技団体等によるデモンストレーション

競技団体等によるパフォーマンスや実技披露を行い、競技の迫力や魅力を体感できる内容とすること。

### エ 体験プログラムの実施

参加者が安全に競技を体験できるよう、初心者向けの内容を基本とし、参加者の経験や関心の度合いに応じて、段階的な体験が可能なプログラムを実施すること。なお、一定の競技経験を有する参加者が含まれる場合には、競技団体等の判断により、レベルに応じた体験内容としても差し支えない。

### オ 競技継続につなげるための情報提供

体験した競技を今後も継続して実施できるよう、ルールブックの配布や、近隣における大会・体験会、練習機会等に関する情報提供を行うこと。また、派遣先団体等の状況に応じて、競技を継続する際の留意点等について助言を行うこと。

なお、上記ア～オの内容については、派遣先団体等の特性や実施場所の条件等を踏まえ、県と協議の上、適宜変更して差し支えない。

- ・ 実施時間の目安は、(1) ア及びイは1時間30分から2時間程度、(1) ウは、祭り・イベント等のタイムスケジュールに応じて半日程度とする。

#### (5) 派遣先団体等の募集及び選定

- ・ 派遣先団体等の募集に関する周知については、県が、事業の趣旨や実施条件等について、必要に応じて市町村、教育関係機関、大学等の関係先に対し、情報提供を行うものとする。
- ・ 受託者は、県による当該情報提供や、既存の連携先等を通じて把握した出張体験会の希望について、県と協議の上、派遣先団体等を選定し、実施日程等の調整を行うものとする。
- ・ 派遣先団体等の選定に当たっては、学校、大学等のサークル等及び市町村や民間団体等が主催する祭りやイベント等について、特定の区分に偏らないよう配慮し、事業全体としてバランスの取れた実施となるよう努めるものとする。

#### (6) 当日の運営

- ・ 参加者の安全管理に十分配慮するとともに、必要な保険に加入すること。
- ・ 当日の参加者や派遣先団体等を対象に、アンケートを実施すること。なお、アンケートの内容は、あらかじめ県と協議の上、決定すること。

#### (7) 実施計画書等の提出

- ・ 当日の実施概要について、出張体験会実施日の1週間程度前までに、別紙1「実施計画書」により県へ報告すること。
- ・ 出張体験会終了後、1週間程度を目安に、別紙2「実施報告書」を県に提出すること。
- ・ 参加者アンケート（スキャンデータでも可）及び参加者アンケートの集計結果、出張体験会当日の様子が分かる写真を県に提出すること。

#### (8) その他

- ・ 全10回実施できなかった場合には、委託料を精算して減額すること。ただし、天候等のやむを得ない理由により中止となった場合の取扱いについては、県と協議の上、決定するものとする。

### 6 成果品の提出等

#### (1) 成果品

- ・ 受託者は、下記①～⑤の成果品を委託者へ提出すること。
  - ① 業務完了報告書
  - ② 実施計画書（各回）
  - ③ 実施報告書（各回）
  - ④ 参加者アンケート（スキャンデータ）及び集計データ
  - ⑤ 出張体験会実施時の写真（電子データ）

## (2) 提出先

千葉県環境生活部スポーツ・文化局

生涯スポーツ振興課 企画調整班 担当宛て

(千葉市中央区市場町1-1 本庁舎18階)

メールアドレス：[chibasp03@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:chibasp03@mz.pref.chiba.lg.jp)

## (3) 提出期限

- ①：業務完了報告書…令和9年3月24日(水)午後5時まで
- ②・③：実施計画書、実施報告書…5(7)のとおり
- ④・⑤：県が別途定める。

## 7 著作権の取扱い

- (1) 本業務の受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第23条(公衆送信権等)、第26条の2(譲渡権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権・翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利及びその他の知的財産権は、全て県に無償で譲渡するものとする。
- (2) 成果品について、受託者その他第三者が著作者人格権、実演者人格権、その他の人格的権利を有する場合には、県及び県の指定する第三者に対して当該権利を行使せず、また第三者が行使しないよう措置するものとする。
- (3) 成果品に含まれる第三者の著作権、肖像権その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- (4) 県は、成果品を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。
- (5) 受託者は、県の了解のもとに成果品を使用することができる。
- (6) 本業務の遂行に当たり受託者が独自に作成した著作物についても成果品として県に無償で引き渡すこととし、著作権の扱いは、(1)～(5)の規定を準用する。

## 8 業務に当たっての留意事項

- (1) 受託者は、本業務の遂行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。
- (2) 受託者は、本業務の遂行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。
- (3) 本業務に必要な経費は全て委託料に含めるものとする。
- (4) 受託者は、業務の全部を第三者に再委託してはならない。なお、業務の一部の再委託については、高い効果が見込めると県が判断した場合は認めるものとする。
- (5) 本仕様書に関して疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、県と受託者で協議の上、決定する。

別紙 1

アーバンスポーツ出張体験会実施業務委託  
実施計画書

令和 年 月 日

千葉県環境生活部スポーツ・文化局  
生涯スポーツ振興課長 様

本業務について、以下のとおり実施します。

報告者	
実施日時	
会場	名称
	所在地
競技団体 講師等	
派遣先団体	
派遣先団体代表者	
参加者数（予定）	計 名
当日運営責任者	
実施競技・実施内容 (プログラム等)	
競技継続に つなげる取組	

別紙 1

アーバンスポーツ出張体験会実施業務委託  
実施計画書

令和 8 年 〇 月 〇 日

千葉県環境生活部スポーツ・文化局  
生涯スポーツ振興課長 様

本業務について、以下のとおり実施します。

報告者	(受託者の所属・職氏名)
実施日時	令和8年 〇月 〇日(土) 10:00~11:30
会場	名称 〇〇市立〇〇小学校 体育館
	所在地 〇〇市〇〇町〇〇1丁目2-3
競技団体 講師等	(一社) 〇〇アーバンスポーツ協会 講師 〇〇 〇〇 補助者(スタッフ) 〇〇、〇〇
派遣先団体	〇〇市立〇〇小学校
派遣先団体代表者	〇〇市立〇〇小学校 校長 〇〇 〇〇
参加者数(予定)	計 50 名
当日運営責任者	(受託者の所属・職氏名)
実施競技・実施内容 (プログラム等)	<プログラム> (実施競技: 3 x 3) ・ 競技の魅力・ルールの紹介 (〇時〇分~〇時〇分) ・ 実技披露 (〇時〇分~〇時〇分) ・ 体験会 (〇時〇分~〇時〇分) ・ 質疑応答 (〇時〇分~〇時〇分)
競技継続に つなげる取組	ルールブックの配布、体験会チラシの配布

別紙2

アーバンスポーツ出張体験会実施業務委託  
実施報告書

令和 年 月 日

千葉県環境生活部スポーツ・文化局  
生涯スポーツ振興課長 様

本業務について、以下のとおり実施しましたので報告します。

報告者	
実施日時	
会場	名称
	所在地
競技団体 講師等	
派遣先団体	
派遣先団体代表者	
参加者数	計 名
当日運営責任者	
実施競技・実施内容 (プログラム等)	
競技継続に つなげる取組	
参加者の反応 や様子、負傷者 の有無等	
その他 気づいたこと等	

## 別紙 2

アーバンスポーツ出張体験会実施業務委託  
実施報告書

令和 8 年 ○ 月 ○ 日

千葉県環境生活部スポーツ・文化局  
生涯スポーツ振興課長 様

本業務について、以下のとおり実施しましたので報告します。

報告者	(受託者の所属・職氏名)
実施日時	令和 8 年 ○ 月 ○ 日(土) 10:00~11:30
会場	名称 ○○市立○○小学校 体育館
	所在地 ○○市○○町○○1丁目2-3
競技団体 講師等	(一社) ○○アーバンスポーツ協会 講師 ○○ ○○ 補助者(スタッフ) ○○、○○
派遣先団体	○○市立○○小学校
派遣先団体代表者	○○市立○○小学校 校長 ○○ ○○
参加者数	計 48 名
当日運営責任者	(受託者の所属・職氏名)
実施競技・実施内容 (プログラム等)	<プログラム> (実施競技: 3 x 3) ・ 競技の魅力・ルール紹介 (○時○分~○時○分) ・ 実技披露 (○時○分~○時○分) ・ 体験会 (○時○分~○時○分) ・ ミニ大会 (○時○分~○時○分)
競技継続に つなげる取組	ルールブックの配布、体験会チラシの配布

<p>参加者の反応 や様子、負傷者 の有無等</p>	<p>参加した児童は3 x 3未経験者が多かったが、怪我無く終了した。終始「楽しい」「もっとやりたい」という声が多く、体験会の後、急遽試合を開催したが、非常に好評だった。</p> <p>終了時には集合写真も撮影し、なごやかな雰囲気、実施校からは、「次回もし機会があれば実施したい」という声があった。</p>
<p>その他 気づいたこと等</p>	<p>事前に実施校との担当者の方と打合せを行ったことで、児童の様子や普段のスポーツへの興味関心も事前に把握でき、進行もスムーズに行うことができた。</p> <p>また、会場が学校の体育館だったことから、体験会前後の準備や備品の運搬等、負担なく実施することができた。</p>